

資料 4

旭川市生活交通路線（旭川市単独補助路線）について

- 旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱における
地域住民の生活に必要なバス路線等を維持し、又は確保することで地域住民の福祉を確保するため、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を支出すること。
- 補助支出のプロセス

旭川市地域公共交通会議	
(協議事項) <ul style="list-style-type: none">・ 利用促進及び持続可能な公共交通の計画について・ 地域に応じた公共交通の態様及び運賃等について・ 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について 等	(構成員) 旭川市，北海道，交通事業者，運転者の組織する団体，事業者団体，地域住民・利用者，警察・道路管理者，学識経験者，運輸局

(旭川市は、旭川市地域公共交通会議の協議を経て、
旭川市単独補助路線3ヶ年計画の報告)



上川地域生活交通確保対策協議会	
(協議事項) <ul style="list-style-type: none">・ 上川総合振興局管内の生活交通確保に関する計画の策定，調整・ 具体的な路線確保の方策についての合意形成	(構成員) 上川総合振興局，国，関係市町村，関係バス事業者

(生活交通路線（生活交通路線，準生活交通路線）維持3ヶ年地域計画の報告)



北海道生活交通確保対策協議会	
(協議事項) <ul style="list-style-type: none">・ 全道的な生活交通確保の枠組み作り・ 道内の生活交通確保に関する計画の策定，調整・ 生活交通に関する制度，運用のあり方	(構成員) 北海道，国，市町村（市長会，町村会），バス事業者（バス協会，労働組合）

(北海道生活交通路線維持確保3ヶ年計画を知事に提出)



北海道知事：北海道生活交通路線維持確保3ヶ年計画の策定

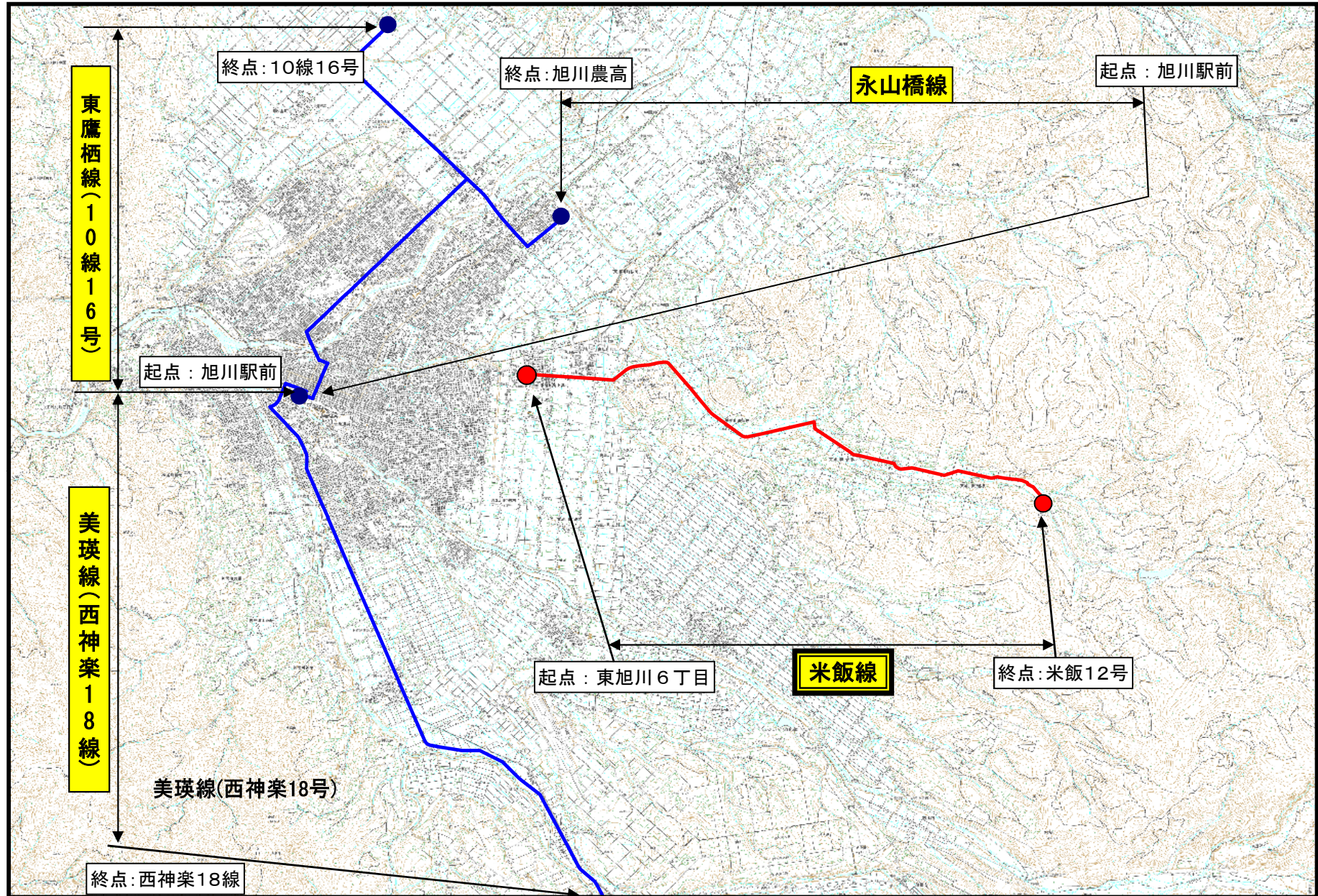


国土交通大臣の承認



補助対象路線の決定

旭川市生活交通路線3ヵ年計画路線図



平成 25 年度 生活交通路線維持対策事業(旭川市単独補助路線)に係る収支改善計画 報告表 (策 定 ・ 振 返 り)

路線の概要	系 統 名	東鷹栖線(10線16号)	起 点	旭川駅前	終 点	10線16号	路 線 の 維 持 目 的	備 考
	事 業 者 名	道北バス株式会社		経 由 地	1線13号			
	関係市町村	旭川市						

補助年度	補 助 金 額 (千円)		キロ当たり 経常費用 (円)	地域標準 経常費用 (円)	キロ当たり 経常収益 (円)	1日当たり 運行回数 (回)	輸送人員 (人)	平 均 乗車密度 (人)	経 常 収 支 率 (%)	算定基準の該当 (○×)		市 町 村 負 担 額 (千円)	備 考
	(国)	(道)								収 支 率	見 な し 回 数		
23 (前々年度)			223.89	261.06	193.31	0.9	12,968	5.3	103.50				
24 (前年度)			221.20	257.36	197.65	0.9	11,204	5.0	103.50				
25 (当該年度)													

項 目	現 状	当該年度における取組の具体的内容	取 組 結 果 (必要に応じ翌年度の取組予定)
	※ 運行状況に基づく現状分析、取組の可能性を記載	※ 取組主体を明記	※ 未実施の場合、理由と今後の対応方針を記載
収入の増加 費用の削減 路線の維持必要性	①運行ルートの見直し ・他系統との再編・統合等	幹線道路を經由し、通学、通院等を考慮した適正なルートと捉えている	運行データにより各停留所の乗降人員の把握
	②運行方法の改善 ・運行回数 ・ダイヤ(乗継ぎ、時間帯、バス停)等	通学や通院の時間帯に調整している	随時、関係各自治体より情報・意見を収集している
	③利用促進 ・住民理解 ・普及、PR ・助成制度 等	自社HPや自治体と協力をはかり広く利用促進を呼びかける必要がある	関係自治体のホームページを通じて利用促進を図っているとともに自社HP等で利用案内を行っている
	④削減・節約・効率化等	デジタルタコグラフのデータを解析し、徹底した低燃費走行の個別指導を行っている	本年度も引き続きデジタルコを活用し乗務員の低燃費走行に対する意識を高めている
	⑤輸送手段の適合性 ・バス運行及び他の輸送手段の検討等	過疎化が進んでいく中、市内中心部と地域を繋げる為、維持していかななくてはならないと考えている	詳細な利用実態の把握につとめ、今後の検討を図っていく

利用者等の意見反映	◎計画作成に当たり実施した市町村、事業者及び協議会(会議)等による意見反映の方法(複数市町村の取組を含む)	<input type="checkbox"/> 生活交通確保に係る協議会等 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> ヒアリング、公聴会 <input type="checkbox"/> パブリックコメント <input type="checkbox"/> 市町村等が行う会議等 <input type="checkbox"/> その他	【内容・実施日・対象者】	【計画への反映等】

検討状況	【計画策定に関わった市町村名及び担当部署名】	【事業者及び市町村による振り返り】(年 月)
	【地域協議会コメント】(年 月)	【地域協議会による振り返り】(年 月)

平成 25 年度 生活交通路線維持対策事業(旭川市単独補助路線)に係る収支改善計画 報告表 (策 定 ・ 振 返 り) <様式3>

路線の概要	系統名	永山橋線	起 点	旭川駅前	終 点	旭川農高	路線の維持目的	備 考
	事業者名	道北バス株式会社	経 由 地	3線13号		末広地区生徒の旭川農高への通学 末広地区から上川総合振興局へのアクセス 永山地区生徒の旭川北高等へのアクセス		
	関係市町村	旭川市						

補助年度	補助金額 (千円)		キロ当たり 経常費用 (円)	地域標準 経常費用 (円)	キロ当たり 経常収益 (円)	1日当たり 運行回数 (回)	輸送人員 (人)	平均 乗車密度 (人)	経 常 収 支 率 (%)	算定基準の該当 (○×)		市 町 村 負 担 額 (千円)	備 考
	(国)	(道)								見なし 回数	競合率		
23 (前々年度)			223.89	261.06	193.31	2.5	23,602	5.1	105.20				
24 (前年度)			221.20	257.36	197.65	2.5	31,933	6.3	108.50				
25 (当該年度)													

収支改善に向けた検討内容	項 目	現 状	当該年度における取組の具体的内容	取 組 結 果 (必要に応じ翌年度の取組予定)
		※ 運行状況に基づく現状分析、取組の可能性を記載	※ 取組主体を明記	※ 未実施の場合、理由と今後の対応方針を記載
費用削減 路の線 維持 必要性	①運行ルートの見直し ・他系統との再編・統合等	幹線道路を経由し、通学、通院等を考慮した適正なルートと捉えている	運行データにより各停留所の乗降人員の把握	
	②運行方法の改善 ・運行回数 ・ダイヤ(乗継ぎ、時間帯、バス停)等	通学や通院の時間帯に調整している	随時、関係各自治体より情報・意見を収集している	
	③利用促進 ・住民理解 ・普及、PR ・助成制度 等	自社HPや自治体と協力をはかり広く利用促進を呼びかける必要がある	関係自治体のホームページを通じて利用促進を図っているとともに自社HP等で利用案内を行っている	
	④削減・節約・効率化等	デジタルタコグラフのデータを解析し、徹底した低燃費走行の個別指導を行っている	本年度も引き続きデジタコを活用し乗務員の低燃費走行に対する意識を高めている	
	⑤輸送手段の適合性 ・バス運行及び他の輸送手段の検討等	市内中心部から末広地区を経由し永山地区へ向かう系統であり、通学・通院及び上川総合振興局へのアクセスを担う役割として必要と考えている	詳細な利用実態の把握につとめ、今後の検討を図っていく	

利用者等の意見反映	◎計画作成に当たり実施した市町村、事業者及び協議会(会議)等による意見反映の方法(複数市町村の取組を含む)	<input type="checkbox"/> 生活交通確保に係る協議会等 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> ヒアリング、公聴会 <input type="checkbox"/> パブリックコメント <input type="checkbox"/> 市町村等が行う会議等 <input type="checkbox"/> その他	【内容・実施日・対象者】	【計画への反映等】

検討状況	【計画策定に関わった市町村名及び担当部署名】	【事業者及び市町村による振り返り】 (年 月)
	【地域協議会コメント】 (年 月)	【地域協議会による振り返り】 (年 月)

平成 25 年度 生活交通路線維持対策事業(旭川市単独補助路線)に係る収支改善計画 報告表 (策 定 ・ 振 返 り) <様式3>

路線の概要	系統名 美瑛線(西神楽18号)		起 点 旭川駅前	終 点 西神楽18号	路線の維持目的				備 考			
	事業者名 道北バス株式会社		経 由 地 西神楽		西神楽地区住民の市内中心部への通院及び通学等							
	関係市町村 旭川市											
路線の補助実績状況等	補助年度	補助金額 (千円) (国) (道)	キロ当たり 経常費用 (円)	地域標準 経常費用 (円)	キロ当たり 経常収益 (円)	1日当たり 運行回数 (回)	輸送人員 (人)	平均 乗車密度 (人)	経 常 収 支 率 (%)	算定基準の該当 (○×) 収 支 率 見 納 競 合 率 回 数	市 町 村 負 担 額 (千円)	備 考
	23 (前々年度)		223.89	261.06	193.31	1.9	26,041	5.0	106.70			
	24 (前年度)		221.20	257.36	197.65	1.9	26,367	5.1	102.80			
	25 (当該年度)											
収支改善に向けた検討内容	項 目		現 状 ※ 運行状況に基づく現状分析、取組の可能性を記載		当該年度における取組の具体的内容 ※ 取組主体を明記				取 組 結 果 (必要に応じ翌年度の取組予定) ※ 未実施の場合、理由と今後の対応方針を記載			
	収入の増加	①運行ルートの見直し ・他系統との再編・統合等	幹線道路を経由し、通学、通院等を考慮した適正なルートと捉えている		運行データにより各停留所の乗降人員の把握							
		②運行方法の改善 ・運行回数 ・ダイヤ(乗継ぎ、時間帯、バス停)等	通学や通院の時間帯に調整している		随時、関係各自治体より情報・意見を収集している							
		③利用促進 ・住民理解 ・普及、PR ・助成制度 等	自社HPや自治体と協力をはかり広く利用促進を呼びかける必要がある		関係自治体のホームページを通じて利用促進を図っているとともに自社HP等で利用案内を行っている							
		④削減・節約・効率化等	デジタルタコグラフのデータを解析し、徹底した低燃費走行の個別指導を行っている		本年度も引き続きデジタコを活用し乗務員の低燃費走行に対する意識を高めている							
費用削減	⑤輸送手段の適合性 ・バス運行及び他の輸送手段の検討等	過疎化が進んでいく中、市内中心部と地域を繋げる為、維持していかなくてはならない		詳細な利用実態の把握につとめ、今後の検討を図っていく								
利用者等の意見反映	◎計画作成に当たり実施した市町村、事業者及び協議会(会議)等による意見反映の方法(複数市町村の取組を含む)		<input type="checkbox"/> 生活交通確保に係る協議会等 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> ヒアリング、公聴会 <input type="checkbox"/> パブリックコメント <input type="checkbox"/> 市町村等が行う会議等 <input type="checkbox"/> その他		【内容・実施日・対象者】				【計画への反映等】			
検討状況	【計画策定に関わった市町村名及び担当部署名】				【事業者及び市町村による振り返り】 (年 月)							
	【地域協議会コメント】 (年 月)				【地域協議会による振り返り】 (年 月)							

平成24年度 旭川市生活交通路線のアセスメント概要

<様式2>

番号	路線名	基礎的データ(前年度補助実績ベース)					主な維持目的	アセスメント							
		補助合計金額(千円)			経常収支 率(%)	輸送人員 (人)		ルート	ダイヤ	整合性	バス 競合	鉄道 競合	維持 手段	PR	住民 理解
		前々年度	前年度	増減											
43	米飯線	5,084	5,052	▲32	13.9	3,311	地域住民が東旭川本町への通院・通学・買物	1	1	-	-	-	4	3	4
<p>(記載要領その1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「番号」および「路線名」の欄は旭川市生活交通路線3カ年計画から転記 ・「基礎的データ」欄は、前年度から継続して補助対象となる路線についてのみ記載 ・「増減」の欄は、(前年度補助合計金額－前々年度補助合計金額)の値を記載 ・「経常収支率」「輸送人員」の欄は、前年度補助対象期間における実績を記入する。ただし、当年度に新たに補助対象となる路線で、当該対象期間の実績が把握でき合には、年度ベース(前年4月～当月3月)の実績での可。 ・「主な維持目的」の欄は、誰の、どこまでの、どのような目的の交通需要のための路線かを、具体的に記載。単なる「生活交通のために維持」は不可。複数回答可。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○村学童の▲▲小学校までの通学 □町住民の●●駅までの通勤 △△村住民の■市立病院までの通院 							<p>(記載要領その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アセスメント」の各項目の内容については以下の説明のとおり 「ルート」・・・運行ルートやバス停の位置 「ダイヤ」・・・運行ダイヤ 「整合性」・・・コミュニティバス等地域交通政策との整合性 「バス競合」・・・他の乗合バス路線との競合回避努力 「鉄道競合」・・・鉄軌道との競合回避努力 「維持手段」・・・乗合バスで維持することの経済合理性 「PR」・・・沿線住民への・広告・PR努力 「住民理解」・・・沿線住民の認識・理解 ・「アセスメント」の欄は、総合的に評価し、以下の選択肢から選んで記載 1・・・非常に良い(高く評価できる) 2・・・概ね良い(評価できる) 3・・・改善の余地がある(もう一歩で評価できる) 4・・・改善の余地が大いにある(努力を要す) -・・・アセスメント不能(アセスメントすべき対象がない) 								

平成24年度 高額補助金交付路線(旭川市生活交通路線) 報告表

<様式3>

路線の概要 (3カ年計画書から転記)	事業者名: <input type="text" value="旭川電気軌道株式会社"/>							路線の補助実績	補助年度	22年度 (前々年度)	23年度 (前年度)	24年度
	【路線名】 <input type="text" value="米飯線"/>								補助金額(千円)	4,878	5,084	5,052
	起点:	<input type="text" value="東旭川6丁目"/>							経常収支率(%)	15.5	13.3	13.9
	経由地:	<input type="text" value="旭山"/>							運行回数(回)	2.0	2.0	2.0
	終点:	<input type="text" value="米飯12号"/>							平均乗車密度(人)	1.4	1.3	1.0
	路線維持目的 <input type="text" value="地域住民が東旭川本町への通院・通学・買い物。"/>								輸送人員(人)	3,451	3,062	3,062
	路線のアセスメント											
	ルート	ダイヤ	整合性	バス競合	鉄道競合	維持手段	住民理解					
	1	1	-	-	-	4	4					
1:非常に良い 2:概ね良い 3:改善の余地がある 4:改善の余地が大いにある -:アセスメント不能												

改善計画と振り返り	改善に向けた取り組み					振り返り		
	項目	具体的概要(実施主体・時期等も記載)				取り組み結果	今後の課題	
	現状把握	利用実態調査 (任意)	運行便度に乗務員による利用客のカウント。					
		住民ニーズの把握 (任意)	旭川市地域公共交通会議にて調査事業実施					
収入増に繋がる取り組み		米飯地域の住民は老人が多く、ノンステップバス等の導入				・利便性は向上したが、人口減少による減収があり、増収とはならず。		
費用削減に繋がる取り組み		アイドリングストップ車の導入で燃料等の削減に努めます。				・人件費の抑制、デジタルタコメータ導入で燃料等に努めた。 ・小型バス運行による経費削減		
【協議会(24年度)意見】						【協議会(23年度)による振り返り】		
		(協議会開催: 年 月 日)				(協議会開催: 年 月 日)		

生活交通路線維持確保3カ年計画の概要と推移

(旭川市関係分)

◎地域間幹線系統（生活交通路線） 【国の制度】 （上川総合振興局管外を含む）

(単位：千円)

補助要綱名	バス運行対策費補助金交付要綱（国土交通省）								
路線名	起点	経由地	終点	扣程	事業者名	H22年度	H23年度	H24年度	備考
① 名寄線（普通）	旭川駅前	和寒	名寄	84.0	道北バス				
② 愛別線（比布経由）	旭川駅前	比布	愛別	29.8	道北バス				
③ 東鷹栖線（13線16）	旭川駅前	1線13号	13線16号	17.6	道北バス				
④ 江丹別線	旭川駅前	13線5号	江丹別	23.3	道北バス				
⑤ 白金線	旭川駅前	美沢小学校	大雪青少年交流の家	47.3	道北バス				
⑥ 美瑛線	旭川駅前	美瑛	丸山公園	27.5	道北バス				
⑦ 当麻線	1条8丁目	永山2条19丁目	当麻ヘルシオ	20.5	道北バス				
⑧ 層雲峡線	旭川駅前	上川駅前	層雲峡	68.8	道北バス				
⑨ びっぶスキー場線	旭川駅前	比布	びっぶスキー場	26.9	道北バス				
⑩ 名寄線（急行）	旭川駅前	和寒	名寄	84.0	道北バス				
⑪ 愛別線（永山経由）	1条8丁目	永山2条19丁目	愛別	27.5	道北バス				
⑫ 鷹栖線（8線1号、10線）	旭川駅前	8線1号	鷹栖10線10号	12.5	道北バス				
⑬ 旭川線	新富良野プリンスホテル	旭川空港	旭川駅前	72.0	ふらのバス				
⑭ 芦旭線	芦別	更進	旭川T	46.7	北海道中央バス	1,138	2,603	3,668	
⑮ 深旭線	深川市立病院前	納内	旭川T	31.1	空知中央バス			1,014	
⑯ 留萌旭川線	留萌十字街	深川十字街	旭川駅前	83.9	沿岸バス・道北バス				
⑰ いで湯号	旭川駅	空港	旭岳	59.8	電気軌道				
計	16路線					1,138	2,603	4,682	対象2路線

◎広域生活交通路線 【北海道の制度】

補助要綱名	北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱								
路線名	起点	経由地	終点	扣程	事業者名	H22年度	H23年度	H24年度	備考
① 三箇線	旭川駅前	1線13号	10線22号	18.9	道北バス				
② 上雨紛線	3条9丁目	神居2条10丁目	上雨紛	11.7	道北バス				
③ 品川線	3条9丁目	忠和5条4丁目	品川	12.6	道北バス				
④ 永山10条線	1条8丁目	新星町	永山13丁目	12.5	道北バス				
⑤ 三箇線3線10	旭川駅前	末広4条7丁目	10線22号	18.9	道北バス				
⑥ 永山1条線	1条8丁目	流通団地1条2丁目	旭川農業高校	13.1	道北バス				
計	6路線					0	0	0	対象無し

◎旭川市単独維持路線 【旭川市の制度】

補助要綱名	旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱								
路線名	起点	経由地	終点	扣程	事業者名	H22年度	H23年度	H24年度	備考
① 米飯線	東旭川6丁目	旭山	米飯12号	17.0	電気軌道	4,878	5,084	5,052	
② 東鷹栖線（10線16号）	旭川駅前	1線13号	10線16号	15.9	道北バス				
③ 永山橋線	旭川駅前	3線13号	旭川農業高校	16.7	道北バス				
④ 美瑛線（西神楽18線）	旭川駅前	西神楽	西神楽18号	13.5	道北バス				
計	4路線					4,878	5,084	5,052	対象1路線

合計						H22年度	H23年度	H24年度	備考
27路線						6,016	7,687	9,734	対象3路線

旭川市内一般乗合自動車輸送人員 (S42～H23)

年 度	輸送人員 (人)				参 考 S 4 2 対 比 %	自動車登 録台数 (台)	
	旭川 電気軌道(株)	道北バス(株)	(株)あさでん	合 計			
1967	S42	42,115,013	7,870,377		49,985,390	100.00%	19,629
1968	S43	39,445,374	8,169,453		47,614,827	95.26%	27,906
1969	S44	38,724,677	8,614,206		47,338,883	94.71%	40,418
1970	S45	36,860,884	9,676,300		46,537,184	93.10%	46,911
1971	S46	36,459,357	8,429,349		44,888,706	89.80%	50,899
1972	S47	34,890,749	8,637,299		43,528,048	87.08%	59,068
1973	S48	32,111,498	8,463,741		40,575,239	81.17%	67,994
1974	S49	30,145,728	8,480,276		38,626,004	77.27%	77,664
1975	S50	29,141,068	8,646,093		37,787,161	75.60%	84,370
1976	S51	28,747,089	8,955,156		37,702,245	75.43%	96,168
1977	S52	27,647,505	9,543,898		37,191,403	74.40%	103,079
1978	S53	26,819,708	10,266,782		37,086,490	74.19%	109,721
1979	S54	26,233,665	12,215,609		38,449,274	76.92%	117,709
1980	S55	25,572,855	12,671,222		38,244,077	76.51%	124,051
1981	S56	24,958,027	12,686,700		37,644,727	75.31%	127,241
1982	S57	22,686,895	11,799,000		34,485,895	68.99%	131,960
1983	S58	20,797,970	10,854,500		31,652,470	63.32%	137,883
1984	S59	18,739,408	10,379,600		29,119,008	58.26%	142,301
1985	S60	17,651,123	9,633,600		27,284,723	54.59%	146,284
1986	S61	21,434,719	9,418,300		30,853,019	61.72%	150,946
1987	S62	20,827,063	9,369,100		30,196,163	60.41%	155,818
1988	S63	20,264,348	9,045,300		29,309,648	58.64%	162,276
1989	H1	19,022,332	8,483,700		27,506,032	55.03%	171,027
1990	H2	17,911,961	7,697,315		25,609,276	51.23%	177,309
1991	H3	17,697,333	7,603,304		25,300,637	50.62%	183,235
1992	H4	17,315,450	7,855,444		25,170,894	50.36%	188,362
1993	H5	17,359,966	7,995,509		25,355,475	50.73%	193,623
1994	H6	16,394,753	7,965,638		24,360,391	48.74%	200,404
1995	H7	15,623,218	8,606,351		24,229,569	48.47%	207,190
1996	H8	14,999,381	6,972,942		21,972,323	43.96%	213,500
1997	H9	13,994,330	6,928,289		20,922,619	41.86%	216,990
1998	H10	12,686,359	6,956,052		19,642,411	39.30%	220,632
1999	H11	9,600,597	6,991,080	3,211,456	19,803,133	39.62%	224,880
2000	H12	6,069,432	6,649,435	5,603,071	18,321,938	36.65%	228,254
2001	H13	5,872,916	6,216,672	5,459,780	17,549,368	35.11%	231,249
2002	H14	5,535,623	6,387,680	5,184,694	17,107,997	34.23%	233,070
2003	H15	5,510,057	6,256,365	4,746,752	16,513,174	33.04%	233,177
2004	H16	5,823,060	6,213,355	4,350,289	16,386,704	32.78%	234,986
2005	H17	5,924,427	6,055,966	4,241,564	16,221,957	32.45%	235,217
2006	H18	5,950,805	5,931,150	4,099,585	15,981,540	31.97%	234,501
2007	H19	8,888,583	5,777,021	887,299	15,552,903	31.11%	233,756
2008	H20	9,565,663	5,482,390		15,048,053	30.10%	230,776
2009	H21	9,026,497	5,183,044		14,209,541	28.43%	231,011
2010	H22	8,765,159	5,067,691		13,832,850	27.67%	230,878
2011	H23	8,610,176	4,926,014		13,536,190	27.08%	232,545

※(株)あさでんは平成11年10月1日～平成19年6月30日

(平成19年7月1日, 旭川電気軌道(株)と事業統合)

※自動車登録台数資料提供: 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局(各年度末月数値)

旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民の生活に必要なバス路線等を維持し、又は確保することで地域住民の福祉を確保するため、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を支出する。

(定義)

第2条 この要綱において「乗合バス事業者」、「補助対象期間」、「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」、「補助対象経常費用」とは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号。以下、「国の要綱」という。）及び北海道が年度毎に定める北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（以下、「道の要綱」という。）に定める用語と同義とする。

2 この要綱において、「旭川市生活交通路線」とは、旭川市地域公共交通会議で協議され、「北海道生活交通路線維持確保3カ年計画」に位置づけられた市町村単独補助路線のうち旭川市関係路線をいう。

3 この要綱において、「経常収益」とは運送収入、運送雑収入及び営業外収益の合計額をいう。

4 この要綱において、「経常費用」とは運送費、一般管理費及び営業外費用の合計額をいう。

(補助対象路線)

第3条 補助対象路線は、旭川市生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間における補助対象経常費用に達していない路線とする。

2 前項に定める路線のほか、次の各号に掲げる路線とする。

(1) 国の要綱又は道の要綱において、本市の補助負担が条件とされている路線。

(2) 平均乗車密度が国の要綱又は道の要綱で定める基準未満のため国又は道の補助が減額される路線。

(補助対象経費の額)

第4条 補助対象経費の額は、前条第1項に定める路線に関しては、補助対象路線に係る補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の旭川市生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により計算された額とする。

$$\frac{\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該生活交通路線の総キロ程}}{\text{競合区間に係るキロ程}} \times \text{当該生活交通路線の総キロ程}$$

2 前条第2項第1号に定める路線に関しては、国の要綱又は道の要綱の定めによる。

3 前条第2項第2号に定める路線に関しては、減額された額の2分の1を上限とする。

(補助対象事業者)

第5条 補助対象事業者は、本市内において第3条に定める路線を運行する乗合バス事業者であって、最も少ない補助金で当該生活交通路線を運行するものとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額を限度とする。ただし、第3条第2項の補助対象路線については、国の要綱又は道の要綱に定める額とする。

(補助金を算定するための収支報告)

第7条 補助対象路線を運行する補助対象事業者は、補助対象期間末日の2ヶ月後までに旭川市生活交通路線維持対策費補助金算定収支報告書（様式第1号）に国の要綱様式1-1表2(2)添付書類1.及び2.に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた者は、帳簿を備え、その収支状況を明らかにし、その他事業に関する書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

（調査及び報告）

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対して事業内容をその都度調査し、報告を求め、適正な措置を求めることができる。

（取消及び返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付の条件に違反し、又は補助することが不適当と認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月22日から施行する。

2 平成13年度に交付する補助金に係る第2条第4号の規程の適用にあつては、「補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ）の9月30日を末日とする1年間。」とあるのは、「平成13年4月1日から平成13年9月30日まで」とする

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月21日から施行し、平成17年8月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日から施行する。